

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年6月17日

【発行者名】 UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ
(UBS (Lux) Key Selection SICAV)

【代表者の役職氏名】 チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
ロバート・スティンガー (Robert Süttinger)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
イオアナ・ナウム (Ioana Naum)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1855、J.F.ケネディ通り33A
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集 (売出) 外国投資証券に係る外国投資法人の名称】 UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ
ーグローバル・アロケーション (米ドル)
ーグローバル・アロケーション (ユーロ)
ーデジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)
(UBS (Lux) Key Selection SICAV
- Global Allocation (USD)
- Global Allocation (EUR)
- Digital Transformation Themes (USD))

【届出の対象とした募集 (売出) 外国投資証券の形態及び金額】 記名式無額面投資証券
グローバル・アロケーション (米ドル)
クラスP-a c c投資証券
グローバル・アロケーション (ユーロ)
クラスP-a c c投資証券
デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)
クラスP-a c c投資証券

上限見込額は以下のとおりである。

グローバル・アロケーション (米ドル)

クラス P-a c c 投資証券

16億6,300万米ドル (約2,359億円)

グローバル・アロケーション (ユーロ)

クラス P-a c c 投資証券

14億8,100万ユーロ (約2,327億円)

デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)

クラス P-a c c 投資証券

17億9,760万米ドル (約2,550億円)

(注1) 上限見込額は、便宜上、各サブ・ファンドの投資証券の2023年12月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている。(グローバル・アロケーション (米ドル) クラス P-a c c 投資証券については16.63米ドルに1億口、グローバル・アロケーション (ユーロ) クラス P-a c c 投資証券については14.81ユーロに1億口およびデジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル) クラス P-a c c 投資証券については179.76米ドルに1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。)

(注2) 米ドルおよびユーロの円貨換算は、便宜上、2023年12月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場場の仲値 (1米ドル=141.83円および1ユーロ=157.12円) による。

(注3) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、投資証券は米ドル建てまたはユーロ建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルまたはユーロをもって行う。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年3月29日に提出した有価証券届出書について、2024年6月17日付でファンドの設立地における目論見書が変更され、投資方針、手続等、投資主・外国投資法人債権者の権利、運用体制および別紙—SFDR関連情報が変更されましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

（注）下線または傍線部は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

一般投資原則

(中略)

サステナビリティ・フォーカス／インパクト・ファンド

UBS アセット・マネジメントは、一定のサブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス／インパクト・ファンドに分類している。サステナビリティ・フォーカス／インパクト・ファンドは、ESG特性を促進するか、または投資方針に定められる特定のサステナビリティ目標を有する。

グローバル・アロケーション (米ドル)

グローバル・アロケーション (ユーロ)

(中略)

デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル) は、その資産を主に世界中の先進国および新興国の企業の株式およびその他の持分に投資する。サブ・ファンドは、投資運用会社が投資の観点から魅力的であると考ええるデジタル方面に焦点を当てる。これらの方面には、あらゆるセクター、国および会社資本が含まれ得る。可能なデジタル方面としては、eコマース、セキュリティ・安全対策、デジタルデータ、実現技術、フィンテックおよびヘルステックが考えられる。本サブ・ファンドは、環境的および／または社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則 (EU) 2019/2088 (SFDR) の第8条を遵守している。環境面および／または社会面の特性に関する詳細は本書の「別紙」に記載される (SFDRの細則 (RTS) 第14条 (2))。

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体／企業を特定するためにUBS ESGコンセンサススコアを用いる。このUBS ESGコンセンサススコアは、内部および認められた外部プロバイダーからのESGスコアデータの標準加重平均である。プロバイダー1社からのESGスコアに依拠する場合よりも、コンセンサススコアのアプローチは、サステナビリティ・プロファイルの有効性の確信度を高める。

UBS ESGコンセンサススコアは、環境、社会およびガバナンス (ESG) の側面に関して、関連する発行体／企業のパフォーマンス等の持続可能性要因を評価する。かかるESGの側面は、発行体／企業が事業を展開している主要分野およびESGリスク管理におけるその有効性に関連する。環境要因および社会要因には、(とりわけ) 環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染・廃棄物管理、労働基準およびサプライチェーンの監理、人的資本、ボード・ダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに詐欺防止および汚職防止のガイドラインが含まれる可能性がある。

サブ・ファンドは、ESGを促進する以下の特性を有する。

(中略)

サブ・ファンドの投資対象に関して、ポートフォリオ・マネジャーは、少なくとも (i) 「先進」国に所在する大型株企業が発行した有価証券の90%および (ii) (ベンチマークを参照することにより)

「新興」国に所在する大型株企業が発行した有価証券の75%ならびにその他すべての企業に関しては少なくとも75%について、UBS ESGコンセンサススコア（発行体数別）によるESG分析を含める。

（後略）

<訂正後>

一般投資原則

（中略）

サステナビリティ・フォーカス／インパクト・ファンド

UBSアセット・マネジメントは、一定のサブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス／インパクト・ファンドに分類している。サステナビリティ・フォーカス／インパクト・ファンドは、ESG特性を促進するか、または投資方針に定められる特定のサステナビリティ目標を有する。

エンゲージメント・プログラム

エンゲージメント・プログラムは、UBSアセット・マネジメントが特定のESG要因に関する懸念事項またはテーマ別トピックを特定した場合に企業を優先順位付け／選定することを目的とする。これらの企業は、UBSアセット・マネジメントが投資する企業ユニバース全体から、グローバル・スチュアードシップ・ポリシーに概説されているUBSの原則に従ってトップダウン・アプローチで選定される。優先順位付けのプロセスでは、企業とのエンゲージメントが必要かどうか、またかかるエンゲージメントがいつ必要かを判断する。企業がエンゲージメント・プログラムに選定された場合、エンゲージメントに関する対話は通常少なくとも2年間続く。これは、本ポートフォリオの企業に関して、一定期間中にサステナビリティ関連のエンゲージメントが行われたことを示すものではなく、また、本ポートフォリオの企業が積極的なエンゲージメントを目的として選ばれたことを示すものでもない。UBSアセット・マネジメントの企業選定、エンゲージメント活動、優先順位付けプロセスおよび懸念事項に対する理解に関する情報は、UBSアセット・マネジメントのスチュアードシップ年次報告書およびスチュアードシップ方針に記載されている。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/sustainable-investing/stewardship-engagement.html>

議決権

UBSは、UBSアセット・マネジメントの議決権行使方針およびUBSアセット・マネジメントのスチュアードシップ方針に概説されている原則に基づき、以下の2つの基本的な目的のために、議決権を積極的に行使する。

1. UBSの顧客の最善の財務的利益のために行われ、当該顧客の投資対象の長期的な価値を高めること。

2. 取締役会における最良慣行を推進し、強力なサステナビリティの実践を奨励すること。

これは、サブ・ファンドが保有する企業に関して、特定の期間中にサステナビリティ関連のトピックにおける議決権行使が行われたことを示すものではない。特定の企業に対する議決権行使活動については、UBSアセット・マネジメントのスチュアードシップ年次報告書を参照のこと。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/sustainable-investing/stewardship-engagement.html>

グローバル・アロケーション（米ドル）

グローバル・アロケーション（ユーロ）

（中略）

デジタル・トランスフォーメーション・テーマ（米ドル）

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ・デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル) は、その資産を主に世界中の先進国および新興国の企業の株式およびその他の持分に投資する。サブ・ファンドは、投資運用会社が投資の観点から魅力的であるとするデジタル方面に焦点を当てる。これらの方面には、あらゆるセクター、国および会社資本が含まれ得る。可能なデジタル方面としては、eコマース、セキュリティ・安全対策、デジタルデータ、実現技術、フィンテック、メタバースおよびヘルステックが考えられる。本サブ・ファンドは、環境的および／または社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則 (EU) 2019/2088 (SFDR) の第8条を遵守している。環境面および／または社会面の特性に関する詳細は本書の「別紙」に記載される (SFDRの細則 (RTS) 第14条 (2))。

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体／企業を特定するためにUBSブレンデッドESGスコアを用いる。UBSブレンデッドESGスコアは、UBSおよび認められた2社の外部プロバイダーであるMSCIおよびサステナリティクスからの標準ESG評価データの平均を表している。このブレンデッドスコアのアプローチは、一つの視点だけに依存するのではなく、複数の独立したESG評価を統合することによって生成されたサステナビリティ・プロファイルの質を高める。UBSブレンデッドESGスコアは、重要な環境、社会およびガバナンス要因を評価した企業のサステナビリティ・プロファイルを表す。これらの要因は、環境フットプリントおよび経営効率、リスク管理、気候変動への対応、天然資源の利用、汚染・廃棄物管理、労働基準、サプライチェーンの監督、人材育成、取締役会のダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止方針が含まれる可能性があるがこれらに限定されない。各審査対象企業には、0から10までのUBSブレンデッドESGスコアが割り当てられ、10が最高のサステナビリティ・プロファイルを示す。

サブ・ファンドは、ESGを促進する以下の特性を有する。

(中略)

サブ・ファンドの投資対象に関して、ポートフォリオ・マネジャーは、少なくとも (i) 「先進」国に所在する大型株企業が発行した有価証券の90%および (ii) (ベンチマークを参照することにより) 「新興」国に所在する大型株企業が発行した有価証券の75%ならびにその他すべての企業に関しては少なくとも75%について、UBSブレンデッドESGスコア (発行体数別) によるESG分析を含める。

(後略)

第三部 外国投資法人の詳細情報

第2 手続等

1 申込 (販売) 手続等

<訂正前>

海外における販売手続等

(中略)

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は遅くとも注文日の翌日から起算して3日後 (以下「決済日」という。) までに保管受託銀行に開設したサブ・ファンドの口座に払い込む。

決済日または注文日から決済日までの期間のいかなる日においても、投資証券クラスの通貨の国の銀行が営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、これらの日は、計算の目的上、決済日とはみなされない。かかる銀行が営業する日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日のみが決済日となる。

(後略)

<訂正後>

海外における販売手続等

(中略)

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は遅くとも注文日の翌日から起算して3日後（以下「決済日」という。）までに保管受託銀行に開設したサブ・ファンドの口座に払い込む。

投資証券クラスの通貨の国の銀行が営業する日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日のみが決済日となる。

(後略)

2 買戻し手続等

<訂正前>

海外における買戻し手続等

(中略)

買戻しを行うサブ・ファンドの投資証券の買戻代金は遅くとも注文日の翌日から起算して3日後（以下「決済日」という。）に支払われる。ただし、外国為替管理、資本移動の制限等の法律規定または買戻申込みが提出された国に買戻代金を送金できない保管受託銀行の支配の及ばないその他の事情がある場合はこの限りではない。

決済日または注文日から決済日までの期間のいかなる日においても、投資証券クラスの通貨の国の銀行が営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、これらの日は、計算の目的上、決済日とはみなされない。かかる銀行が営業する日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日のみが決済日となる。

(後略)

<訂正後>

海外における買戻し手続等

(中略)

買戻しを行うサブ・ファンドの投資証券の買戻代金は遅くとも注文日の翌日から起算して3日後(以下「決済日」という。)に支払われる。ただし、外国為替管理、資本移動の制限等の法律規定または買戻申込みが提出された国に買戻代金を送金できない保管受託銀行の支配の及ばないその他の事情がある場合はこの限りではない。

投資証券クラスの通貨の国の銀行が営業する日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日のみが決済日となる。

(後略)

第3 管理及び運営

3 投資主・外国投資法人債権者の権利等

(1) 投資主・外国投資法人債権者の権利

<訂正前>

(前略)

(h) 報告書を受領する権利

(中略)

投資主への通知はウェブサイト (www.ubs.com/lu/en/asset_management/notifications) 上で公告され、かつ、かかる通知を電子メールで受け取る目的で電子メールアドレスを提供した投資主には、電子メールで送付できる。投資主が電子メールアドレスを提供していない場合、投資主への通知は投資主名簿に記載されている住所へ郵送される。ルクセンブルグ法またはルクセンブルグの監督官庁がその旨を定める場合または関係する販売国の法律で要求される場合も、投資主への通知は、投資主名簿に記載されている住所へ郵送されるか、またはルクセンブルグ法が許す他の方式により公告されるか、その両方により行われる。

<訂正後>

(前略)

(h) 報告書を受領する権利

(中略)

投資主への通知はウェブサイト (www.ubs.com/lu/en/asset_management/notifications) 上で公告され、かつ、かかる通知を電子メールで受け取る目的で電子メールアドレスを提供した投資主には、電子メールで送付できる。投資主が電子メールアドレスを提供していない場合、投資主への通知は投資主名簿に記載されている住所へ郵送される。ルクセンブルグ法またはルクセンブルグの監督官庁がその旨を定める場合または関係する販売国の法律で要求される場合も、投資主への通知は、投資主名簿に記載されている住所へ郵送されるか、またはルクセンブルグ法が許す他の方式により公告されるか、その両方により行われる。

投資家は、英文目論見書、K I D、最新の年次報告書および半期報告書ならびに定款の写しを
www.ubs.com/fundsから入手することができる。

第4 関係法人の状況

1 資産運用会社の概況

(2) 運用体制

<訂正前>

(前略)

(b) デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)

(中略)

銘柄選択に関して、UBS AMの投資チームは、4つの次元（すなわち、UBS ESGコンセンサススコア、絶対的ESGリスク、ガバナンスリスクおよび論争）にわたるESGリスクの特定および監視をサポートする独自のUBSリスク・ダッシュボードを参照しつつ、ESGリスク要因をプロセスに組み込んでいる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(b) デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)

(中略)

銘柄選択に関して、UBS AMの投資チームは、4つの次元（すなわち、UBS ブレンデッドESGスコア、絶対的ESGリスク、ガバナンスリスクおよび論争）にわたるESGリスクの特定および監視をサポートする独自のUBSリスク・ダッシュボードを参照しつつ、ESGリスク要因をプロセスに組み込んでいる。

(後略)

別紙－S F D R 関連情報

「別紙－S F D R 関連情報」は以下の内容に更新されます。

規則（EU）2019／2088 第8条第1項、第2項および第2 a 項ならびに
規則（EU）2020／852 第6条第1項において言及される
金融商品に関する契約前の情報開示

商品名：UBS（Lux）キー・セクション・シキャブ
ーデジタル・トランスフォーメーション・テーマ（米ドル）
法人識別番号：549300HZC1RPIEBHN95

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーは、規則（EU）2020／852 に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動**の一覧を定めたものである。当該規則には、社会的に持続可能な経済活動の一覧は含まれていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

☒ ☐ はい

☒ ☐ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して**環境目的を有する持続可能な投資**を行う比率（下限）：__%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ **社会目的を有する持続可能な投資**を行う比率（下限）：__%

☐ **環境的／社会的（E／S）特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも__%の比率で以下の持続可能な投資を行う**

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ 社会目的を有する持続可能な投資

☒ E／S特性を促進するものではあるが、**持続可能な投資を行わない**



持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

この金融商品により以下の特性が促進される。

- 1) 参照ベンチマークを下回る加重平均炭素原単位 (WACI) または炭素プロファイルの絶対値の低さ
- 2) そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはベンチマークの上位半分に入るサステナビリティ・プロファイルを有する企業への資産の少なくとも 51% の投資

ベンチマークは、環境的および／または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、この金融商品により促進される特性に沿うように意図されたものではない。この金融商品により促進される特性を実現する目的のために指定されている ESG 参照ベンチマークはない。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？

特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

特性 1) について：

スコープ 1 およびスコープ 2 の加重平均炭素原単位 (WACI) ；

- スコープ 1 は直接的な炭素排出量をいうため、スコープ 1 には、関連する事業体または発行体の自社所有のまたは管理下にある排出源からのすべての直接的な温室効果ガス排出量が含まれる。
- スコープ 2 は間接的な炭素排出量をいうため、スコープ 2 には、関連する事業体または発行体が消費する電気、熱エネルギーおよび／または蒸気の生産からの温室効果ガス排出量が含まれる。

炭素プロファイルの絶対値の低さとは、収益 100 万米ドル当たりの二酸化炭素排出量 100 トン未満と定義される。

特性 2) について：

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体／企業を特定するために UBS ブレンデッド ESG スコアを用いる。UBS ブレンデッド ESG スコアは、UBS および認められた 2 社の外部プロバイダーである MSCI およびサステナビリティクスからの標準 ESG 評価データの平均を表している。このブレンデッドスコアのアプローチは、一つの視点だけに依存するのではなく、複数の独立した ESG 評価を統合することによって生成されたサステナビリティ・プロファイルの質を高める。UBS ブレンデッド ESG スコアは、重要な環境、社会およびガバナンス要因を評価した企業のサステナビリティ・プロファイルを表す。これらの要因は、環境フットプリントおよび経営効率、リスク管理、気候変動への対応、天然資源の利用、汚染・廃棄物管理、労働基準、サプライチェーンの監督、人材育成、取締役会のダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止方針が含まれる可能性があるがこれらに限定されない。各審査対象企業には、0 から 10 までの UBS ブレンデッド ESG スコアが割り当てられ、10 が最高のサステナビリティ・プロファイルを示す。

投資対象レベルにおいて UBS ブレンデッド ESG スコアの最小値はない。

サブ・ファンドの投資対象に関して、ポートフォリオ・マネジャーは、少なくとも (i) 「先進」国に所在する大型株企業が発行した有価証券の 90% および (ii) (ベンチマークを参照することにより) 「新興」国に所在する大型株企業が発行した有価証券の 75% ならびにその他すべての企業に関しては少なくとも 75% について、UBS ブレンデッド ESG スコア (発行体数別) による ESG 分析を含める。

主要な悪影響と
は、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

- この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？

該当なし。

- この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？

該当なし。

- 持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

該当なし。

- 持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？（詳細）

該当なし。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資はEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？

✕ 考慮する。

主要な悪影響（以下「PAI」という。）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。UBSは、その意思決定プロセスにPAI指標を組み込んでいる。

現在、以下のPAI指標が、投資ユニバースからの除外によって考慮されている。

1.4 「化石燃料セクターで活動する企業へのエクスポージャー」

- 一般炭の採掘および外部業者への販売またはオイル・サンドの採掘から（UBS AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく）一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針の違反」

- 国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS-AMのステュアードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

1.14 「非人道的兵器（対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器）へのエクスクルー
ーザー」

- UBS-AMは、クラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関与する企業または核拡散防止条約に違反する企業には投資しない。UBS-AMは、非人道的兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関与する企業またはそのような企業の過半数株主（50%以上の持株比率）である企業を非人道的兵器に関与するものとみなす。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

以下のPAI指数は、促進される特性によって考慮される。

1.3 「投資先企業のGHG原単位」

ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ1+2の炭素原単位のベンチマークに対する絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。

持続可能性要因に対するPAIの考慮に関する情報も、サブ・ファンドの年間報告書に記載されている。

考慮しない。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション：

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連する持続可能性要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになり、またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

・ 企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性がある持続可能性要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルが改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを組み合わせたUBS内部のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。

・ 企業以外の発行体の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ／ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。



- **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？**

この金融商品により促進される一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

特性1)：

そのベンチマークを下回るスコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位 (WAC1) または炭素プロファイルの絶対値の低さ

特性2)：

そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはベンチマークの上位半分に入るサステナビリティ・プロファイルを有する企業への資産の少なくとも51%の投資

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、一または複数の特性ならびにこの金融商品により促進される環境的および／または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率が計算される。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

- **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

該当なし。

- **投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告について見る事が含まれる。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

この金融商品により促進される環境的および／または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は51%である。

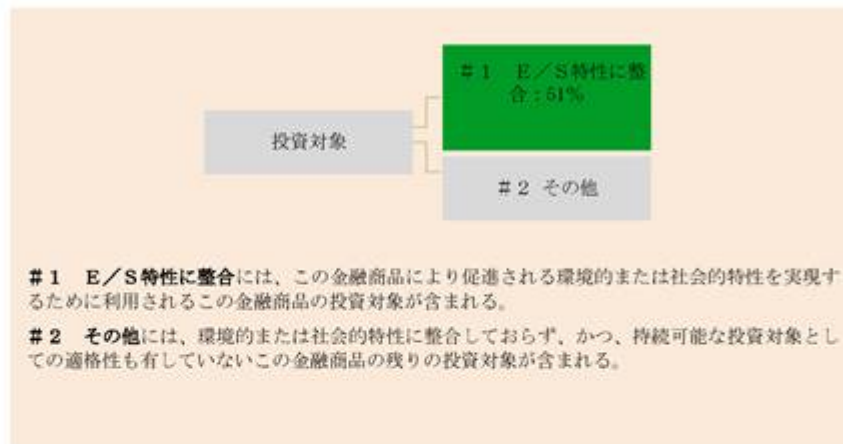
資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した**売上高**
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す**資本的支出 (CapEx)**
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した**事業運営費 (OpEx)**

E Uタクソノミーを遵守するために、**化石燃料ガス**に関する基準には、排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力については、包括的な安全および廃棄物管理の規則がその基準に含まれる。



● この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

この金融商品により促進される特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



● 環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度E Uタクソノミーに適合しているか？

該当なし。

● この金融商品はE Uタクソノミーを遵守する化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動に投資するか？

☐ 投資する。

☐ 化石燃料ガスに投資する。

☐ 原子力に投資する。

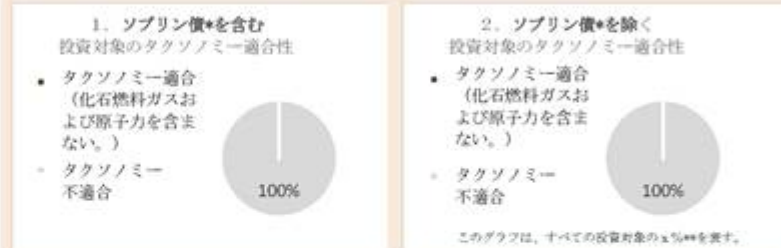
☒ 投資しない。

¹ 化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動は、それが気候変動の抑制（以下「気候変動緩和」という。）に寄与し、E Uタクソノミーの目的を著しく害するものではない場合にのみ、E Uタクソノミーを遵守する。左欄外の注記を参照すること。E Uタクソノミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則（E U）2022/1214 に定められる。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

以下の2つのグラフは、EUタクソノミーに適合している投資対象の最低割合を録（本書に該当箇所はありません。）で示している。ソブリン債*のタクソノミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソノミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソノミー適合性を示している。



*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

**関連しない（タクソノミー適合の投資対象がない）ため、割合は記載していない。

● トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。

は、EUタクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境的に持続可能な投資である。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要とされるデータを入手することができない有価証券も含まれることがある。



参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するための指数である。

この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

この金融商品がこの金融商品の促進する特性に整合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

- **参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に整合するのか？**

該当なし。

- **投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？**

該当なし。

- **指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？**

該当なし。

- **指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいのか？**

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができる。